

2-②更新のお手続きについて

○提案理由

ふれあい農園は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号）に基づき、市が借り受けた農地において「市民が自らの手で農作物を栽培することを通して生産の喜びを知り、農業に対する理解を深めること」を目的として設置しています。

現在、ふれあい農園ではご利用を希望されながらも「待機」という形でお待ちになられている方が複数名おられます。利用希望者間の公平性の確保及び広く市民の皆様に農業体験の機会を提供する観点から、契約の更新方法の見直しを検討しています。

○説明要約

ふれあい農園では、これまで現利用者の更新希望を優先的に認めてきたため、キャンセル待ちの希望者は、現利用者の利用辞退があった場合のみ、上位待機者から順次繰り上げて利用いただいています。

この方法ですと、現利用者は更新の見込みがあるため、安心して農作物の栽培に取り組める反面、待機者等の利用希望者はなかなか利用の機会が得られないこととなります。この状況は市の提供するサービスについて、長期にわたり受益を受ける市民がいる一方、一向に受益の機会を得られない市民が存在することになるため、希望者同士が互いに譲り合い、順番に機会が得られるよう契約方法を変更することを検討しています。

特定農地貸付法においても「利用者の募集及び選考の方法が公平かつ適正でなく、特定の者のみに利用が集中することは承認の対象外」と示されているため市の貸付要綱についても法に順ずる規定を定めています。

○意見総括

区画更新方法の変更については、特定農地貸付法に定められた基準に基づき、なるべく多くの市民に家庭菜園（農作業）を楽しんでもらう機会を提供しようという趣旨なのですが、現に農園を利用されている皆様からは「各区画でそれぞれ土作りをしているため、区画移動の可能性が高い一斉シャッフル方式には反対」との声が多く聞かれました。

○方針総括

法に順ずる市の貸付要綱の規定に従うと、ふれあい農園の新規募集（更新）については、夏ごろには市の広報紙及びホームページで一般公募に関する周知を行い、期間を定めて新規の利用希望者を募ります。その後、期日を定め現利用者のうち更新希望者、及び待機者、並びに新規利用希望者を合わせた総エントリーで公開抽選にて利用者を決定し、抽選で漏れた方は待機者に順序付けるというイメージとなります。

この場合に、区画を一斉更新（総シャッフル）する方式では、利用者としては区画を一旦空けるため一定期間利用が不可能になるほか、同じ区画が使えるか分からないというデメリットがあります。そのため、借りている区画での栽培が中途半端になり、農作業の継続性に課題が残ります。

修正案としては、抽選の際に希望区画を指定してもらう方法のほか、更新回数の上限設定を併用することで、上限到達者の利用区画を空けてもらい、得られた区画のみ更新、入れ替えるという方法も考えられます。

今後、広報等のタイミング、抽選の方法なども含めて、他市町村の事例を参考としつつ、正規手法である抽選方式の導入を検討します。

○補足事項

補足資料1：市民農園をはじめよう!!・令和6年度版・農林水産省（抜粋）

P4 ①特定農地貸付法 ア法律のしくみ 農業委員会の承認

○以下の場合などは 枠内 項目2番目参照

「利用者の募集及び選考の方法が、公平かつ適正でなく特定の者のみに利用が集中するような場合」について

→待機者の存在がある状況のほか、広報紙等で広く市民の募集を行わないまま、継続者を優先的に更新することは「特定の者に利用を集中させている」との判断を受ける場合があり、機会公平性の観点でも問題があるため、更新方法の適正化を検討しています。

○意見抜粋

・農地を借りて何年もかけて土づくりしている。シャッフルではその部分の意味がなくなってしまう。

- ・ネットなどで調べたところ、シャッフルは他市町でもある。シャッフルはある程度は想定しないといけないと思うが、一定期間を設けて利用者も準備できる形をとってほしい。
- ・シャッフル方式には反対。有機栽培の人もあるなど、それぞれ区画に投資しており、愛着もあると思う。
- ・空きスペースは区画に転換してもらった方が良いと思います。
- ・1年か2年で辞める若い人も多い。50㎡の半分の25㎡の区画を作るなど区画を増やし、まず体験でスタート、希望により大きな区画に移動してもらうという方法もあるのではないかな。
- ・長期間耕作されていない区画がいくつかあるので、返却を依頼するなど、整理も必要だと思う。
- ・待機者解消のため、耕作していない区画などを整理する農園パトロールを強化してほしい。
- ・待機者解消が背景にあるのであれば、2区画利用者からの1区画の返却、耕作放棄の方から返却を先にやってほしい。

【ご意見をお寄せください】

説明会のご報告は以上ですが、ふれあい農園は市の提供する公共サービスとなるため、現受益者である利用者以外からも、広く市民の皆様からご意見を頂戴したいと考えております。ご意見をお聞かせください。

【ご意見・お問い合わせ】

〒349-0193

埼玉県蓮田市大字黒浜 2799 番地 1 蓮田市 環境経済部 農政課

電 話：048-768-3111（代表） 内線 232

F A X：048-765-1700

メール：nousei@city.hasuda.lg.jp